



# 「令和7年度福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金」

## 旅行事業者用マニュアル

### 【 対象期間 】

令和7年10月15日（水）～令和8年2月12日（木）出発分

※ただし、令和8年2月13日（金）までに全行程が終了するものを対象とする

※令和7年9月24日（水）以降の予約分を対象とする

# 事業概要

<b>名称</b>	「令和7年度福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金」
<b>目的</b>	福岡県内の温泉施設（福岡市・北九州市を除く）に宿泊する県外発の受注型企画旅行商品または募集型企画旅行商品の貸切バスでの移動を2日間以上含むツアーを造成・催行する旅行会社に対し、予算の範囲内において貸切バス代金の一部を補助することにより、県内での積極的な温泉地への宿泊・滞在を促し、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする
<b>補助内容</b>	補助対象旅行商品の貸切バス代金に対する補助金
<b>対象期間</b>	令和7年10月15日（水）～令和8年2月12日（木）出発分 ※ただし、令和8年2月13日（金）までに全行程が終了するものを対象とする  ※令和7年9月24日（水）以降の予約分を対象とする
<b>補助金額</b>	補助対象旅行商品の補助金額はバス1台当たり10万円 ・複数泊についても同額とする。 ・予算範囲内での執行とする。
<b>対象事業者</b>	旅行業法第3条（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行業者
<b>補助対象 旅行商品は 1～7を全て 満たすものと する</b>	<p>1.福岡県外を発地とすること。</p> <p>2.道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づく許可を受けた貸切バス（一個の契約により道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の2で定める乗車定員11名以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般貸切旅客自動車運送事業）を利用した旅行商品であること。</p> <p>3.福岡県内の温泉施設（福岡市・北九州市を除く）に宿泊する受注型企画旅行商品または募集型企画旅行商品であること。 なお、温泉施設とは以下の両方の許可を受けた施設とする。 ・旅館業法第3条第1項に基づく営業許可を有する宿泊施設 ・温泉法に基づく浴用利用許可を受けた温泉施設（※1） ※<a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/onsenriyou.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/onsenriyou.html</a>に掲載されている、 許可種別が「浴用」と記載のある施設。事務局が示す温泉施設を基本として、該当について疑義がある場合は個別に事務局へ問合せること</p> <p>4.ツアーの行程に上記2で記載した貸切バスでの移動を2日間以上含むこと。</p> <p>5.参加者が20名以上の旅行であること。</p> <p>6.福岡県が別に定める観光施設又は観光素材（宿泊する事業者の施設を除く）等を1か所以上訪問する行程であること。 車窓見学のみ、休憩のみは行程に含めない。</p> <p>7.宗教活動、政治活動を目的とした旅行でないこと。</p>

# 留意事項

## (1) 取扱旅行事業者について

募集要項に基づき取扱旅行事業者として登録された旅行業者が対象です。

## (2) 既存予約の取扱いについて

既存予約は対象外です。

令和7年9月24日（水）以降の予約分から補助金の対象となります。

## (3) 「福岡県が別に定める観光施設又は観光素材」定義について

次の各号の全てを満たす観光施設又は素材を対象とする。

- (1) 「観光施設」とは、旅行者が、見物、鑑賞、温泉、保養、スポーツ、買物、食事、見学、体験等の観光目的の中で利用する施設全般及び場所をいう。
- (2) 「観光素材」とは、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源であるものをいう。
- (3) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する業種等、風俗営業又はギャンブルに係る施設に該当しないこと。
- (4) 観光施設又は観光素材の管理が適正に実施されており、安全に利用できること。

## (4) 福岡県内宿泊施設利用証明書（様式6）について

各宿泊施設が利用している宿泊証明書も可とする。

（ただし、様式6と同様の記載事項があること）

## (5) 計画変更・中止及び内示額変更について

補助金の内示額通知後に変更・中止がある場合は様式7で事務局へ通知連絡をしてください。

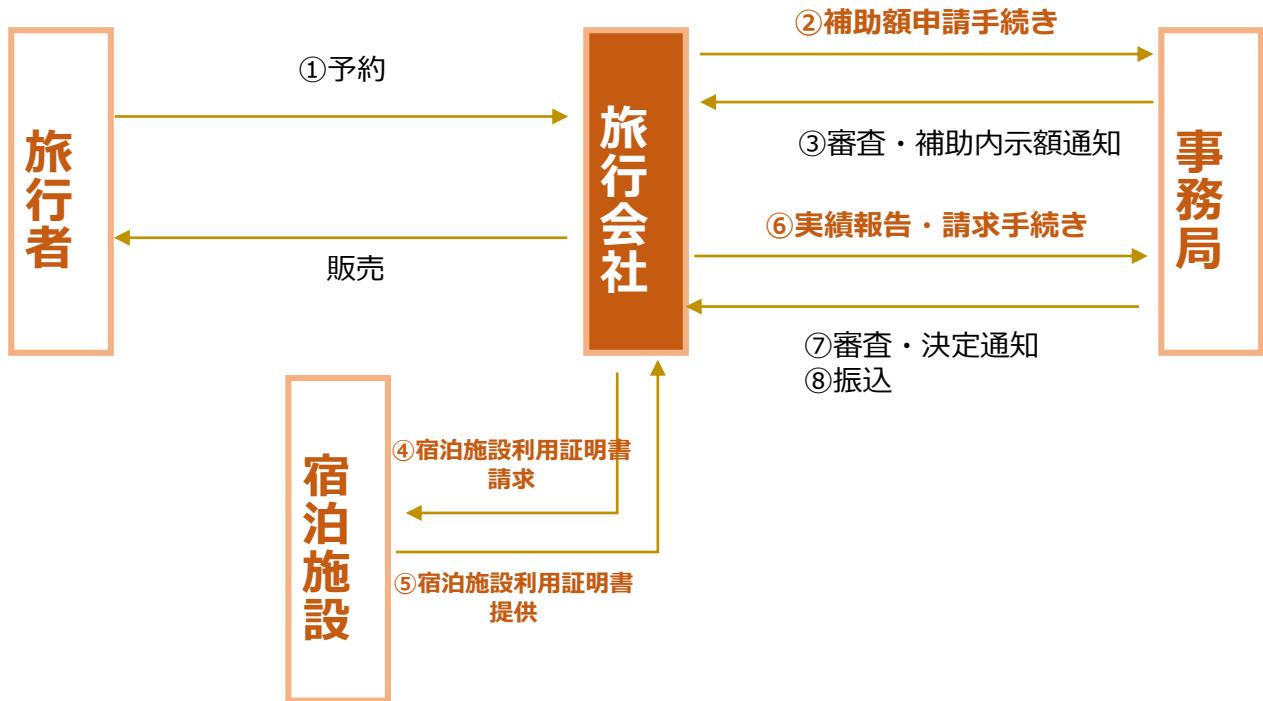
## (6) 補助金の取り消しについて

事務局は、補助金の交付の決定または交付を受けた取扱旅行事業者が次の各号のいずれかに該当するときは交付の取り消し又は交付した補助金の一部あるいは全部を返還させることができます。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、補助金を交付することが適正でないと事務局が認めたとき
- (3) その他、補助金を交付することが適当でないと県が認める事由があったとき

# 旅行事業者でのフロー

## 補助対象旅行商品



### 旅行事業者の実施事項

- ① 旅行予約
- ② 旅行事業者は事務局へ補助額をメール申請する  
<添付書類>
  - ・申請書（様式1）・実施計画書（様式2）・誓約書（様式3）・旅行行程表（計画）
- ③ 事務局にて審査・補助内示額通知
- ④ 宿泊施設へ利用証明書の請求をする
- ⑤ 宿泊施設から宿泊施設利用証明書を受領する
- ⑥ 旅行事業者は実績報告、補助額請求をメール申請する  
<添付書類>
  - ・実績報告書兼請求書（様式5）・貸切バス運送引受書・旅行行程表（最終版）
  - ・福岡県内宿泊施設利用証明書（様式6）
- ⑦ 事務局にて審査・決定通知
- ⑧ 旅行事業者へ補助額振込

※事務局へ取扱旅行事業者登録している前提です。

# 補助金申請フロー

## 補助対象旅行商品

### (1) 事務局へ取扱旅行事業者登録申請をする



下記URLで事業者登録

<https://amarys-jtb.jp/fukuokaonsen/>

※システムの操作等はマニュアルを参照してください。

※登録時に使用したアカウント名・パスワードは、控えて保管してください。

①審査完了後、登録承認完了のメールを送付します。

### (2) 事務局へ補助金申請手続きをする

※事務局へ原則、補助金対象商品催行日の10日前までに必要書類を添付してメールにて申請をしてください。

【申請添付書類】

- ・福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業申請書（様式1）
- ・福岡県温泉地宿泊旅行実施計画書（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・旅行行程表（計画段階のもの）

### (3) 事務局より補助内示額を通知する

※審査完了後補助内示額通知書をメールにて通知します。

【添付書類】

- ・補助内示額通知書（様式4）

### (4) 事務局へ旅行販売・催行後に補助額を請求する（実績報告）

（旅行終了後速やかに提出をお願いします）

※事務局へ必要書類を添付してメールにて請求してください。

【請求添付書類】

- ・福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業実績報告書兼請求書（様式5）
- ・福岡県内宿泊施設利用証明書（様式6）
- ・貸切バス運送引受書
- ・旅行行程表（最終版）

### (5) 事務局より確定した補助額を通知する

※審査完了後補助額決定通知書をメールにて通知します。

【添付書類】

- ・補助額決定通知書（様式8）

### (6) 計画変更及び補助内示額の変更・中止

※補助金の内示通知後に変更・中止がある場合、必要書類を添付してメールにて事務局へ通知すること。

【添付書類】

- ・福岡県温泉地宿泊旅行支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式7）

# 様式1（第7条関係）

見本

様式1（第7条関係）

令和 年 月 日

福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業事務局 御中

申請者 所在地  
〒

会社名：  
支店名・営業所名：  
代表者職名：  
代表者氏名：

印

※社印若しくは代表印を捺印（個人印不可）  
※本人自署の場合、押印は不要

## 福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業申請書

「令和7年度 福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金 交付要領」第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

申請金額 ￥

—

- ※添付書類 (1) 福岡県温泉地宿泊旅行実施計画書（様式2）  
(2) 誓約書（様式3）  
(3) 旅行行程表（旅行の全日程がわかるもの）

担当者名	
連絡先	T E L : F A X : メール :

## 様式2（第7条関係）

見本

様式2（第7条関係）

令和 年 月 日

福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業事務局 御中

### 福岡県温泉地宿泊旅行実施計画書

申請者 所在地

〒

会社名：

支店名・営業所名：

代表者職名：

代表者氏名：

(印)

※社印若しくは代表印を捺印（個人印不可）

※本人自署の場合、押印は不要

1 催行日・期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 県内予定訪問先 \_\_\_\_\_ ( 月 日)

※福岡県が別に定める観光施設又  
は観光素材を1箇所以上記載して  
下さい。

3 宿泊施設名 \_\_\_\_\_ ( 市・町・村)

※福岡市、北九州市の施設は不可 複数泊の場合は行を追加して記載してください

4 予約日 \_\_\_\_\_ 月 日

5 参加人員予定 合計 人

6 使用バス台数 台

7 補助金申請金額 ¥ \_\_\_\_\_

### 様式3（第7条関係）

見本

様式3（第7条関係）

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(住 所)  
(会 社 名)  
(支店名・営業所名)  
(代表者職・氏名)

印

※社印若しくは代表印を捺印（個人印不可）

※本人自署の場合、押印は不要

※申請に当たっては、以下の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

福岡県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

なお、内容確認のために関係都道府県の警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業の目的を達成するため及び以下の誓約事項の確認のために使用します。

また、確認情報は貴殿が福岡県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

#### 誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。  
また、次のイからエまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他  
の団体又は個人ではありません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第  
2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する  
暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 暴力団若しくは暴力団員と以下により密接な関係を有する者
- ① 暴力団員が事業主又は役員となっている
  - ② 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運  
営を支配している
  - ③ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約を締結している
  - ⑤ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している
  - ⑥ 暴力団員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に  
非難される関係を有している
  - ⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的  
をもって暴力団又は暴力団員を利用している

# 様式5（第7条関係）

見本

様式5（第7条関係）

令和 年 月 日

福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業事務局 御中

申請者 所在地  
〒

会社名：  
支店名・営業所名：

代表者職名：

代表者氏名：

(印)

※社印若しくは代表印を捺印（個人印不可）

※本人自署の場合、押印は不要

## 福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業実績報告書兼請求書

標記の事業が下記のとおり実施されましたので、「令和7年度 福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金 交付要領」第7条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 催行日 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

2 訪問施設名 (1) \_\_\_\_\_ (2) \_\_\_\_\_

※福岡県が別に定める観光施設又は観光素材の訪問箇所を1箇所以上記入ください。

3 宿泊施設名 \_\_\_\_\_ ( 市・町・村 )

※福岡市、北九州市の施設は不可 ※複数泊の場合は行を追加して記載してください。

4 予約日 月 日

5 参加人員実績 合計 人

6 使用バス台数 台

7 請求金額 ￥ \_\_\_\_\_

- 【添付資料】
1. 旅行行程表（最終版）
  2. 貸切バス運送引受書
  3. 福岡県内宿泊施設利用証明書（様式6）

## 様式6（第7条関係）

見本

様式6（第7条関係）

申請者名（取扱旅行会社名）

様

### 福岡県内宿泊施設利用証明書

団体名（ツアーナン）	
宿泊人数	
宿泊日	・チェックイン日： 年 月 日 ・チェックアウト日： 年 月 日
泊数	泊

上記のとおり、宿泊したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

宿泊施設名

代表者名

社印⑩

※複数の宿泊施設に宿泊している場合、宿泊施設1泊1枚ごとに提出してください。

（同一の宿泊施設に連泊している場合は、1枚にまとめて記載して可）

# 様式7（第9条関係）

様式7（第9条関係）

見本

令和 年 月 日

## 福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金変更（中止）承認申請書

福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業事務局 御中

申請者 所在地

〒

会社名：

支店名・営業所名：

代表者職名：

代表者氏名：

印

※社印若しくは代表印を捺印（個人印不可）

※本人自署の場合、押印は不要

このことについて、下記により申請内容を 口変更 口中止 したいので、「令和7年度 福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金 交付要領」第9条に基づき申請します。（変更または取消にレ点チェックを入れてください）

1 補助金の内示 申請代表者名 \_\_\_\_\_

変更前の実施予定年月日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

変更前の補助予定金額 円 × 台 = 円

2 変更（中止）の理由（具体的に記載してください）

3 変更後の福岡県温泉地宿泊旅行 催行日・補助予定金額

変更後の実施予定年月日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

変更後の補助予定金額 円 × 台 = 円

4 添付書類（当初申請の記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）

(1) 福岡県温泉地宿泊旅行実施計画書(様式2)

11

(2) 旅行行程表(旅行の全日程がわかるもの)

## (6) 振込

※旅行終了後10日以内に速やかに実績報告をお願いします。

※実績報告期限最終締め日は、**2026年2月16日（月）**です。

最終実績報告期限は帰着日から10日以内の設定ではありません。

帰着日から実績報告期限日まで短い期間になっていますのでご注意ください。

※最終期限に間に合わない場合、支払いに応じることができない場合があります。

### ▼実績報告・振込 スケジュール

	旅行帰着日		実績報告期限	振込予定日
1	2025/10/16	～	2025/10/31	2025/11/10
2	2025/11/1	～	2025/11/15	2025/12/5
3	2025/11/16	～	2025/11/30	2025/12/10
4	2025/12/1	～	2025/12/15	2026/1/14
5	2025/12/16	～	2025/12/31	2026/1/10
6	2026/1/1	～	2026/1/15	2026/1/25
7	2026/1/16	～	2026/1/31	2026/2/10
8	2026/2/1	～	2026/2/13	2026/2/16
				2026/2/27



# 「令和7年度福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金」

## 宿泊事業者用マニュアル

### 【 対象期間 】

令和7年10月15日（水）～令和8年2月12日（木）出発分

※ただし、令和8年2月13日（金）までに全行程が終了するものを対象とする

※令和7年9月24日（水）以降の予約分を対象とする

# 事業概要

<b>名称</b>	「令和7年度福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金」
<b>目的</b>	福岡県内の温泉施設（福岡市・北九州市を除く）に宿泊する県外発の受注型企画旅行商品または募集型企画旅行商品の貸切バスでの移動を2日間以上含むツアーを造成・催行する旅行会社に対し、予算の範囲内において貸切バス代金の一部を補助することにより、県内での積極的な温泉地への宿泊・滞在を促し、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする
<b>補助内容</b>	補助対象旅行商品の貸切バス代金に対する補助金
<b>対象期間</b>	令和7年10月15日（水）～令和8年2月12日（木）出発分 ※ただし、令和8年2月13日（金）までに全行程が終了するものを対象とする  ※令和7年9月24日（水）以降の予約分を対象とする
<b>補助金額</b>	補助対象旅行商品の補助金額はバス1台当たり10万円 ・複数泊についても同額とする。 ・予算範囲内での執行とする。
<b>対象事業者</b>	旅行業法第3条（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行業者
<b>補助対象 旅行商品は 1～7を全て 満たすものと する</b>	<p>1.福岡県外を発地とすること。</p> <p>2.道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づく許可を受けた貸切バス（一個の契約により道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の2で定める乗車定員11名以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般貸切旅客自動車運送事業）を利用した旅行商品であること。</p> <p>3.福岡県内の温泉施設（福岡市・北九州市を除く）に宿泊する受注型企画旅行商品または募集型企画旅行商品であること。 なお、温泉施設とは以下の両方の許可を受けた施設とする。        • 旅館業法第3条第1項に基づく営業許可を有する宿泊施設        • 温泉法に基づく浴用利用許可を受けた温泉施設（※1）        ※<a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/onsenriyou.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/onsenriyou.html</a>に掲載されている、許可種別が「浴用」と記載のある施設。事務局が示す温泉施設を基本として、該当について疑義がある場合は個別に事務局へ問合せること</p> <p>4.ツアーの行程に上記2で記載した貸切バスでの移動を2日間以上含むこと。</p> <p>5.参加者が20名以上の旅行であること。</p> <p>6.福岡県が別に定める観光施設又は観光素材（宿泊する事業者の施設を除く）等を1か所以上訪問する行程であること。 車窓見学のみ、休憩のみは行程に含めない。</p> <p>7.宗教活動、政治活動を目的とした旅行でないこと。</p>

# 留意事項

## (1) 取扱旅行事業者について

取扱旅行事業者として、事務局へ登録された旅行業者が対象です。

## (2) 既存予約の取扱いについて

既存予約は対象外です。

令和7年9月24日（水）以降の予約分から補助金の対象となります。

## (3) 福岡県内宿泊施設利用証明書（様式6）について

※各宿泊施設が利用している様式の宿泊証明書も可とします。

（ただし、様式6と同様の記載事項があること）

※住所・宿泊施設名・代表者名が入っている社印を捺印してください。

社印がない場合は、記載して代表者の印を捺印してください。

※同一の宿泊施設に連泊している場合は、1枚にまとめて記載も可です。

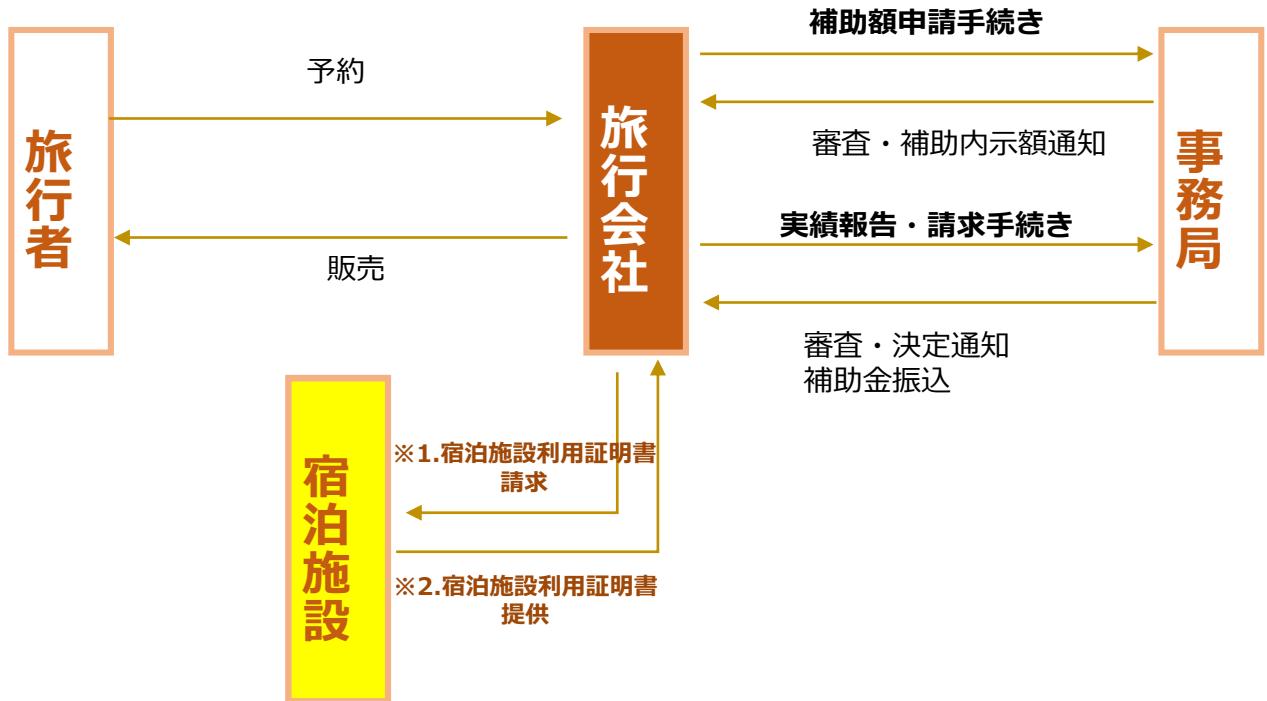
## (4) 「福岡県が別に定める観光施設又は観光素材」定義について

次の各号の全てを満たす観光施設又は素材を対象とする。

- ① 「観光施設」とは、旅行者が、見物、鑑賞、温泉、保養、スポーツ、買物、食事、見学、体験等の観光目的の中で利用する施設全般及び場所をいう。
- ② 「観光素材」とは、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源であるものをいう。
- ③ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する業種等、風俗営業又はギャンブルに係る施設に該当しないこと。
- ④ 観光施設又は観光素材の管理が適正に実施されており、安全に利用できること。

# 旅行会社から宿泊施設へのフロー

## 補助対象旅行商品



## 宿泊施設への依頼事項

※1.旅行会社が宿泊施設へ宿泊施設利用証明書の請求依頼をする。

- ・福岡県内宿泊施設利用証明書（様式6）  
又は
- ・宿泊施設が利用している宿泊証明書でも可。  
(ただし、様式6と同様の記載事項があること)

※2.旅行会社へ宿泊施設から宿泊施設利用証明書を提出する。

※事務局へ取扱旅行事業者登録していることが前提です。

## 様式6（第7条関係）

見本

様式6（第7条関係）

申請者名（取扱旅行会社名）

様

### 福岡県内宿泊施設利用証明書

団体名（ツアーナン）	
宿泊人数	
宿泊日	・チェックイン日： 年 月 日 ・チェックアウト日： 年 月 日
泊数	泊

上記のとおり、宿泊したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

宿泊施設名

代表者名

社印⑩

※複数の宿泊施設に宿泊している場合、宿泊施設1泊1枚ごとに提出してください。

（同一の宿泊施設に連泊している場合は、1枚にまとめて記載して可）

# 旅行会社への補助金申請フロー

## ▼旅行会社へ補助金を振込精算する実績報告のスケジュール表

	旅行帰着日		実績報告期限	振込予定日
1	2025/10/16	～	2025/10/31	2025/11/10
2	2025/11/1	～	2025/11/15	2025/11/25
3	2025/11/16	～	2025/11/30	2025/12/10
4	2025/12/1	～	2025/12/15	2025/12/25
5	2025/12/16	～	2025/12/31	2026/1/10
6	2026/1/1	～	2026/1/15	2026/1/25
7	2026/1/16	～	2026/1/31	2026/2/10
8	2026/2/1	～	2026/2/13	2026/2/16

<宿泊施設様へご協力のお願い>

※旅行会社は、実績報告期限に、事務局へ宿泊証明書の提出が必要ですので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

## < お問い合わせ先 >

### 「福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業事務局」

---

〒810-0072

住所 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル 5階

受付時間 平日 10時～17時・土日祝日休業  
( 12/27 ~ 1/4 は年末年始休業 )

電話番号 092-737-3122

メールアドレス fukuoka\_onsenchi\_shien@jbx.jtb.jp

---